今後の国立大学法人等施設の整備充実について(論点メモ)

1. 国立大学法人等施設を取り巻く状況と課題について 【資料5-1】

(1)国立大学法人等の果たすべき使命や大学等に求められる政策的課題・社会的要請を踏まえつつ、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(以下「5か年計画」という)における国立大学法人等の施設整備の現状を分析したうえで、課題についてどう考えるか。

2. 今後の国立大学法人等施設整備の在り方について

【資料5-2】

- (1) 今後の国立大学法人等施設の目指すべき姿
 - ・中央教育審議会等における議論や国立大学法人等に求められる社会的要請等を踏まえつつ、国立大学法人等の施設の目指すべき姿をどう考えるか。
- (2) 施設整備における国と国立大学法人等の役割
 - ・国と国立大学法人等の役割分担、大学間連携、大学と地方公共団体・民間企業等 との連携についてどう考えるか。
 - ・施設整備の必要性・緊急性について国民の理解をどのように得るか。

3. 今後の国立大学法人等施設整備における中長期的な対応方策について

上記1.及び2.を踏まえつつ、以下の観点から今後の中長期的な対応方策を検討。

- (1) 計画的な施設整備の推進
 - ①国による施設整備のための方策
 - ・今後の国立大学法人等施設の目指すべき姿を踏まえ、効果的・効率的な施設整備 をどう図るか。
 - ②国立大学法人等による施設整備のための方策
 - ・国立大学法人等による施設整備を推進するための方策をどう図るか。
- (2) 重点的な施設整備の推進
 - 5か年計画後の施設整備に関する計画のあるべき姿についてどう考えるか。

1. 国立大学法人等施設を取り巻く状況と課題について

(1) 法人化以降の施設整備

- ○国は国立大学全体の施設整備方針を作成し、所要の財源の確保に努力するとともに、各 大学等の自助努力を促すための制度改正(長期借入金等の対象範囲の拡大、地方公共団 体の寄附等の取扱の緩和等)や情報提供を実施。
- ○国立大学法人等は、自らの経営判断により、例えば、国の行う基本的な整備に加えて施設やキャンパスの個性化を図るなど、自主・自律的に多様な財源を活用した施設整備を実施。
- ○国立大学法人等のトップマネジメントの一環として、長期的なキャンパス計画の下、経営的視点に立った施設マネジメント等を実施。

今後の課題

・国立大学法人等は平成22年度から第2期中期目標期間を迎えることとなる。各大学等は、経営的な視点から多様な財源を活用したキャンパス整備や長期借入金等の対象範囲拡大等施設整備に関する裁量の拡大等法人化のメリットを活かした施設整備を行うことが必要。

(2) 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画(平成18~22年度)の進捗状況

- ①施設整備の進捗状況
 - ○老朽再生、狭隘解消、附属病院再生の整備状況

全体の整備目標 540 万㎡に対し、平成 21 年度末 (5 年計画の 4 年目) までに 355 万㎡ (66%) を整備予定。整備目標毎の内訳は、老朽再生整備 400 万㎡に対し 280 万㎡ (70%)、狭隘解消整備 80 万㎡に対し 31 万㎡ (38%)、大学附属病院の再生 60 万㎡に対し 45 万㎡ (74%)を整備予定。

○耐震化対策の進捗状況

平成18年5月現在65%であった耐震化率は、平成21年度末の状況を推計すると84%まで進捗する予定。

○施設整備により教育研究にもたらした効果

施設整備を行ったことにより、直接的な効果として教育研究スペースの増加や利用者数の増加、間接的な効果として外部資金による研究や共同研究の実施件数の増加など教育研究に一定の効果。

今後の課題

- ・平成 21 年度末の状況を推計すると、老朽化した施設は約 670 万㎡残っており、新たに 経年により老朽化する施設の需要も含め、施設の高機能化が必要。
- ・新たな教育研究ニーズへの対応や外部資金によるプロジェクトの増加、定員外の教員、 ポストドクター等の増加に対応するスペースの確保が必要。
- ・耐震化対策については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示において平成27年までに少なくとも9割の耐震化が目標とされており対応が必要。
- ・耐用年数を超過し老朽化した基幹設備(受水層設備、排水処理設備、ボイラ等)についても計画的な整備が必要。

②施設マネジメントの取組状況

○既存施設の有効活用

各大学等において、施設の点検・評価や弾力的に使用可能なスペースの確保、使用面積の再配分など既存施設の有効活用に関する取組を実施。

○施設の維持管理

建築設備を含めた施設の中長期的な修繕計画の策定とその実施は、必ずしも十分に進んでいない状況。実施にあたっては、同種業務の一括発注や競争性の確保等によりコスト縮減に努力。

○省エネルギー対策

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」や「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により規制が強化。平成20年度におけるエネルギー使用消費原単位の状況は、前年度比1%以上改善された大学等のキャンパスが43%、悪化したキャンパスが44%。また、国立大学法人の約半分が地球温暖化対策に関する計画を策定。

今後の課題

- ・各大学等において、施設マネジメントに関する取組は推進されているが、施設の質の維持・向上のため、既存施設の有効活用や計画的な維持管理の着実な実施等、更なる取り組みの促進が必要。
- ・各大学等において、法律改正による規制強化等に対応するため、省エネルギー対策等の 環境へ配慮した取組の促進が必要。

③新たな整備手法による整備

寄附や地方公共団体との連携による整備など新たな整備手法による整備を、平成 18 年度は約 10 万㎡、平成 19 年度は約 17 万㎡実施。

今後の課題

・各大学等において、新たな整備手法による整備が推進されているが、更に多様な財源を活用した整備の促進が必要。

④コスト縮減・適正な執行の取組状況

コスト縮減に関する取組は、平成9年度から実施しており、これまでのプログラム等では目標をほぼ達成。平成20年度からは、「文部科学省公共事業コスト構造改善プログラム」により、コスト縮減を重視した取組から、コストと品質の両面を重視する取組へ転換し、5年間で平成19年度と比較して15%の総合コスト改善率の達成が目標。また、国立大学法人等は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき各大学等が責任を持って適正な入札・契約等を実施。

今後の課題

- ・文部科学省公共事業コスト構造改善プログラムの総合コスト改善に関する目標の達成に向けた取組の推進が必要。
- ・入札・契約の適正化については、引き続き、法令等に基づき各大学等において責任 を持って推進することが必要。

2. 今後の国立大学法人等施設整備の在り方について

(1) 今後の国立大学法人等施設の目指すべき姿

法人化前の「知の拠点—国立大学施設の充実について」(平成15年7月報告書)において 整理した「今後の国立大学施設の在るべき姿」について、改めて整理。(別紙1参照)

【背景】

(国立大学の使命)

①世界最高水準の研究・教育の実施、②大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、③需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展、④全国的な高等教育の機会均等の確保、⑤地域の活性化への貢献、⑥計画的な人材養成等への対応

(国立大学等施設の役割)

・国立大学等施設は、科学技術創造立国を目指す我が国にとって必要不可欠の基盤。また、世界最高水準の研究・教育の実施等国立大学等がその使命を果たしていくために必要な基盤。

(国立大学等を取り巻く政策的課題・社会的要請)

- ○主な政策的課題
 - ・高等教育のグローバル化、情報化への対応
 - ・深刻な医師不足や周産期医療等地域医療への対応
 - ・新たな社会的価値や経済的価値を生み出すイノベーションの創出
 - ・世界をリードし将来の技術革新を生む基礎科学力の強化

など

- ○主な社会的要請
- ・地球温暖化問題をはじめ、様々な環境問題への対応
- ・各地域における知の拠点としての社会貢献・地域貢献
- ・教育・研究分野における男女共同参画の推進

など

【参考】(別紙2参照)

国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中で、大学教育全体の在り方について見直すべき状況にあることから、現在、中央教育審議会において、「中長期的な大学教育の在り方」について議論。

(主な論点)

- ・現代の教育研究ニーズや高度な学術研究に対応するための施設の在り方についてどのように考えるか。
- ・新たな政策的課題や社会的要請への対応が求められる中、施設の在り方をどのように考 えるか。
- ・各大学の機能別分化等の個性化・多様化の流れを踏まえつつ、施設の在り方をどのよう に考えるか。

検討の方向性

- ・きらりと光る夢のあるキャンパス像を目指すため、国立大学法人等施設に必要な機能等を 整理することが必要。
- ・国立大学法人等施設に新たに必要な機能の例

教育機能:高度専門職業人養成、総合的教養教育 等

研究機能:世界的研究拠点、基礎科学力強化 等

社会貢献:地域・社会貢献、地球温暖化対策等の環境対策、生涯学習機会の拠点 等

国際化:国際競争力の強化、国際交流 等

キャンパス環境:キャンパス全体の調和、学生等の視点、安全・安心な環境、ICTの 活用 等

・整備に当たっては、各大学の機能別分化の議論を踏まえ、大学の特性や個性に対応することが求められる。

(2) 施設整備における国と国立大学法人等の役割

○国と国立大学法人等の役割分担

法人化前の「知の拠点-国立大学施設の充実について」(平成15年7月報告書)において整理した国と国立大学の役割を改めて整理。(別紙1参照)

(主な論点)

- ・今後の国立大学法人等の目指すべき姿を実現するため、国と国立大学法人等の役割に ついてどう考えるか。
- ・法人化後5年を経た今、国と国立大学法人等とで新たに付加すべき役割、一層推進すべき役割はあるか。

検討の方向性

- ・国と国立大学法人等との適切な役割分担のもと施設整備を推進することが必要。
- ・例えば、各種政策課題に対応した施設整備や各大学等の構想に基づく施設整備等、国による支援の在り方の整理が必要。
- ・効果的・効率的な施設整備を行うため、学内や大学間における施設の共同利用等を促進するとともに、多様な財源・スペース確保のため地方公共団体・産業界等との一層の連携促進が必要。

○施設整備の必要性・緊急性に対する国民の理解増進

国立大学法人等施設を目指すべき姿に近づけるためには、国の財政状況が厳しい中、国立大学法人等の施設整備へ投資する必要性・緊急性について国民へ示すことが必要。

(主な論点)

- 国民への理解増進をどのように図るか。
- ・国立大学等施設整備の必要性・緊急性や成果をどのようにアピールしていくか。

検討の方向性

- ・国立大学法人等施設の現状についての説明と必要性・緊急性をアピールするための明確な 方針の検討が必要。
- ・国立大学法人等の施設を整備することによる教育研究への効果や成果を示すことが必要。
- ・我が国の高等教育への投資水準は他の教育先進国と比較して低い状況。教育研究に関する 国際競争力の強化のためにも、その基盤となる施設整備への投資の充実が必要。
- ・国立大学等施設の一般開放の促進、情報公開の促進など、国及び国立大学等の更なる努力 の検討が必要。
- ※「3.今後の国立大学法人等施設整備における中長期的な対応方策について」は上記1、2の整理を踏まえ、次回以降に整理。

「知の拠点―国立大学施設の充実について」(平成15年7月報告書) 【抜粋】

第1章 今後の国立大学施設の在るべき姿

- 1. 教育機能の充実
 - ①教育内容・方法の進展への対応、②学生等の視点の重視
- 2. 研究機能の充実
 - ①大学院の充実、卓越した研究拠点の形成への対応、②プロジェクト研究や研究の学際 化に対応する施設、③研究交流のためのスペース
- 3. 産学連携の推進
 - ①施設整備における企業との連携、②地方自治体、産業界との協力と多様なスペース確保の取組
- 4. キャンパス環境の充実
 - ①キャンパス環境の調和、個性化、②長期的な視点に立ったキャンパス計画
- 5. 地域・社会との共生
 - ①地域環境、地域住民との共生、②社会との共生、③セキュリティへの配慮)
- 6. 国際化の推進
 - ①キャンパスの国際化、②外国人教員、研究者への対応

第2章 施設の整備、管理運営に関する基本方針

1. 国と国立大学法人の役割

(国の役割)

- 国立大学全体の施設整備方針の作成
- 施設費の措置(国立大学施設の基本的財源)
- ・施設整備・管理運営の円滑化のための方策
- ・国の施設費と国立大学財務・経営センター事業(施設費貸付事業、施設費交付事業)の 連携
- 国民への説明責任(適切な評価に基づく事業採択等)

(国立大学法人の役割)

- 経営的視点からの施設マネジメントの推進
- ・自己収入等による施設整備
- ・長期間にわたる施設の管理運営責任
- 国民への説明責任(どのような教育研究活動が当該施設で行われているか等)

「中長期的な大学教育の在り方について」

-中央教育審議会 諮問 - 平成20年9月11日

国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中、大学に対する期待と要請は極めて大きくかつ多様となっている。また、進学率の向上と学生のニーズの多様化、18歳人口の減少、国境を越えた大学の教育活動の進展等により、大学教育全体の在り方について見直すべき状況にある。

このため、我が国の大学教育の質を保証し、社会から信頼の向上を図るため、大学教育の将来を見据えた中長期的な在り方について、中央教育審議会に諮問した。

諮問事項

- 1. 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について
 - (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方について
 - (2) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする 大学制度及びその教育の再構成について
 - (3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成について
 - (4) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方について
 - (5) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策について
- 2. グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について
 - (1) 大学の国際競争力の向上のための方策について
 - (2) 大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応について
 - (3) アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等について
- 3. 人口減少期における我が国の大学の全体像について
 - (1) 人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方について
 - (2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築について
 - (3) 全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方について